

府中市医療的ケア児等コーディネーター委託事業実施要綱（案）

令和 8 年 月 日

要綱第 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、栄養管理、排泄管理その他の医療行為）が必要な児童（重症心身障害児を含む）及び家族が、その心身の状況に応じた相談および必要な支援の調整を受けることにより、安心して生活できる体制を構築することを目的として、医療的ケア児とその家族の支援ニーズをコーディネートする者を配置し、医療的ケア児に対して必要な支援を行うことに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 実施主体は府中市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる法人等へ委託することができるものとする。

（対象者）

第 3 条 事業の対象者は、支援が必要な医療的ケア児及びその家族とする。

（事業内容）

第 4 条 コーディネーターは、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 基本相談およびコーディネート：医療的ケア児及びその家族からの相談に応じるとともに、保健・医療・福祉等の包括的なコーディネートを行う。
- (2) 地域支援：支援機関からの相談対応・後方支援、社会資源のピックアップ・情報提供など行う。
- (3) 会議体への参加：府中市医療的ケア児支援推進連携会議への参加、その他研修会・連絡会へ参加する。
- (4) 医療的ケア児の把握・情報管理：医療的ケア児を把握して人数や課題、ニーズなどを市と共有する。

（コーディネーターの配置）

第5条 東京都が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者を1名配置する。なお、当該配置は最低基準であって、これ以上に配置することは差し支えない。

(事業の対象者に係る情報の管理)

第6条 事業を実施するにあたっては、相談受付票により対象者を管理し、相談記録票により相談内容を記録するものとする。

(守秘義務)

第7条 この業務に携わる者は、事業により知り得た個人情報その他関係機関に係る機密情報を漏らしてはならない。事業終了後およびその職を退いた後も同様とする。

(様式)

第8条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年 月 日から施行し、令和8年4月1日から適用する。